

札幌市立緑丘小学校 いじめ防止基本方針

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。その中で学校においては「いじめ防止基本方針を作ること」「いじめ防止等対策組織を設置すること」の 2 点が義務付けられています。

いじめにより児童が自ら命を絶つなどという事案は、絶対にあってはならないことであり、学校として「いじめをどう捉えるか」「その本質は何か」「学校は何を求められているか」「未然防止や早期発見、早期対応の手立てはどうあればよいか」など、共通理解及び手立ての共有を図っていく必要があると考えます。

1. いじめとは

いじめ防止対策推進法では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

いじめに関しては、次の三つの認識を教職員で確認しておくことが必要と考えます。

- ① いじめは、どの子にも起こりうる（被害者としてだけでなく、加害者としても）。
- ② いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、将来に渡って傷跡を残す。
- ③ いじめは、教師や保護者の目の届かないところで行われていることが多い。

「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体を通して児童に徹底指導し、いじめられている児童は学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから貫いていくことが一番重要と考えます。

2. 組織的な対応

「いじめ問題の重要性」や「いじめは、いつでも、どこでも、どの子にも起こり得る問題である」ことを全教職員が認識し、校長のリーダーシップのもと協力して組織的に対応する指導体制や研修体制を確立して実践に当たる必要があります。

組織としての対応の基本は『ほうれんそうにんじん』（報告・連絡・相談・確認・迅速）

いじめの様態、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議、学びの支援委員会、生徒指導委員会（いじめ対策委員会）、学年研修、全体研修（子ども理解に関する研修会）の場を取り上げ、教職員間の緊密な情報交換、共通理解を図っていきます。

いじめ問題の初動段階で大切なことは「一人で抱え込まず、事実を共有する」こと

担任外や生徒指導委員会（いじめ対策委員会）を中心に、学年、学校全体で対応する体制を確立します。その前提として、いじめの兆候や情報があった場合、教職員は必ず担任外に報告します。その上で、必要なときは早急に生徒指導委員会（いじめ対策委員会）を開き、方針を決めて活動します。

3. 子どもたちをいじめに向かわせない学級・学年・学校づくり

教育活動の基盤となるのは、子ども理解であると考えます。子ども理解の充実を図るとともに、人間形成の基盤を担う小学校教育において、次のことを大切にしながら、子どもたちに『共に生きる

力』を育てていきます。

- 教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、自他の生命や人権を大切にしようとする意識を高める日常的な指導を積み重ねていきます。
- 行事や集会など、全校児童が集い、協力して活動する機会を生かし、心を耕すことを意識した積極的な働きかけを行います。
- 道徳科や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、「いじめを許さない」「絶対に見過ごさない」という学級風土を築いていきます。
- 学級活動や児童活動において、「ピア・サポート」の考え方を取り入れた自主的・主体的な取組を計画・実践していきます。
- 保護者・地域の協力を得て、6年間を見通した体系的・計画的な幅広い体験活動や交流活動を児童に積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を推進していきます。
- 学習規律の習得、学習の習慣付けを図るとともに、基礎・基本を十分に吟味した分かる授業、言語活動の工夫や充実によりすべての子どもたちが参加し、活躍できる授業づくりに努めます。

【教師がすること】

(1) いじめの早期発見・対応に努めます

○いじめアンケートの実施

- 1学期に、「学校生活アンケート」を、11月に市教委からの「悩みやいじめに関するアンケート」を行います。いじめがあると記述している子には教師との面談を行い、その結果を担任外、学年で把握します。緊急性を要する場合は、すぐに保護者と連絡し、担任外も含めて対応を考えていきます。

○年1回の教育相談

- 10月に教育相談を実施して、保護者と児童の様子やアンケートの結果について共有し、これからの指導に活かします。

○日常の子どもの見取り

- 児童の様子を注意深く観察します。
- 欠席児童の把握（理由、様子、回数）をします。
- ささいなことでも情報交換をします。
- 情報集約は教務主任が窓口となり、教頭・校長に速やかに報告します。
- 気になる事案、欠席が多い児童には、学年・担任外と連携して対応します。
- 必要な情報は、全職員で共有して対応します。

(2) 教育相談等で把握した気がかりな児童については、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談等を行い対応していきます。

- (3) 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識のもと、個別指導及び学級等で全体指導を行います。

【児童がすること（教師の指導の下）】

- (1) 帰りの会等で一日を振り返る
 - 反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手立てとします。
 - 学校生活の中の良い点や問題点を見付ける目を養っていきます。
- (2) 月1回、学級での話し合い活動を行います。
 - 子どもたちで問題点を出して、解決のための手立てを考えていきます。
- (3) 友達の名前を「くん」「さん」を付けて呼び合うことを全校的な取組として行い、お互いを尊重し合う環境づくりをしていきます。
- (4) 児童会の「あいさつ運動」の取組とも同調・連携し、学級での指導につなげていきます。

【家庭に協力を求めること】

いじめ問題の解決には、子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちが抱えているストレスを取り除いていく必要があります。学校説明会や学級懇談会、お便りや学校HPを通して学校の取組を伝えるとともに、いじめの未然防止や早期発見・解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解と協力を求めています。

- (1) 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告をお願いします。
- (2) いじめに発展しそうな事案があった場合には、必ず双方の家庭に連絡します。家庭でも子どもから話を聞いて、家庭においても学校と協力していきます。

4. いじめ対策の組織

「いじめ対策委員会」を設置して、いじめの未然防止や早期発見・解決等について、日ごろから情報を共有したり、指導の方策を協議したりして対応を決定します。

(1) 学校内の組織

- ① 「生徒指導交流」（職員会議内）
全教職員で問題傾向のある児童について現状や指導についての情報の交換を行います。
- ② 「いじめ対策委員会」
いじめの未然防止や早期解決に関する取組及び措置等を実行的に行うため、必要に応じて委員会を開催します。（不定期）
- ③ 「臨時いじめ対策委員会」
緊急性が高く、早期解決に関する取組及び措置等を実行的に行うため、必要に応じて委員会を開催します。（不定期）

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ① いじめ問題が起きた時には、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かしていきます。決して学校内だけで問題解決はしないようにします。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ電話相談」等の相談窓口の利用も検討します。
- ③ 緊急な生徒指導上の問題及び児童による問題行動等が発生した場合は、後述のマニュアルに

即して適切に対応します。状況によっては、緊急の「いじめ対策委員会」を開催し、家庭や地域、関係機関と連携して迅速に支援体制を作り対処します。必要に応じて、関係機構と連携します。

〈校内構成員〉

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、指導部長、
養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、関係職員

〈校外構成員〉

スクールソーシャルワーカー、指導主事、関係機関の助言者等

5. 計画的・実践的な研修の実施

子ども理解に関する研修会（8月）等の校内研修を行い、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。

6. 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等についても自己評価を行うとともに、その結果を保護者や地域に公表し、教育委員会に報告します。

7. 引継ぎ

「いじめ対策委員会」において、記録された事案については、進級にあたって、必ずつぎの学年に情報を共有します。進学については、小中の打合せなどにおいて、中学校へも確実に引き継ぐようにします。

8. 関係法令

（1）教育基本法

① 教育の機会均等

（第4条）すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 学校教育

（第6条2）前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③ 家庭教育

（第10条）父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

（2）学校教育法

（第11条）校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

（第35条）市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対し

て、児童の出席停止を命ずることができる。


- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

【参考 関係機関（いじめ相談窓口）】


- いじめ電話相談（市教委） 0120 - 127 - 830（フリーダイヤル）
- 全国統一の教育相談ダイヤル 0570 - 078 - 310（ナビダイヤル）
- 少年相談 110番（道警本部） 0120 - 677 - 110（フリーダイヤル）
- 札幌市子どもアシストセンター相談専用電話 211 - 3783（内 251・252・253）
- 札幌市子どもアシストセンター相談メール assist@city.sapporo.jp

◇いじめ対応（緊急対応）マニュアル


児童・保護者・地域からの気になる情報

- 
- 児童からいじめのうわさを聞いた
 - 保護者や地域の方からいじめらしき連絡を受けた
 - 被害者本人や保護者からいじめの訴えを受けた
 - いじめのサインと思われる言動を発している児童に気付いた
 - いじめらしき現場を目撃した
 - 関係機関からいじめに関する連絡を受けた

情報を得た教職員


- 
- 担任外に相談する
 - ・「様子を見よう」「大丈夫だろう」「単なる喧嘩」と個人的な解釈をしない
 - ・情報伝達の微妙なずれを防ぐため報告書で報告する
 - ・報告書は、「①日時 ②場所 ③被・加害者 ④内容・状況」を記載する

担任外

- 
- 教頭、校長に報告し、指示を仰ぐ（一連の記録を時系列に従い取る）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 入手した情報についての事実確認の必要性があるか② 緊急対応の必要性があるか③ いじめ問題解決のための指導方針会議を招集する必要があるか④ 調査の必要性があるか⑤ 調査の内容と方法はどうか |
|---|

情報の共有（いじめ対策委員会）

- 
- 担任外は、校長・教頭の指導の下に定例（1か月1回）の会議を開く
 - いじめの認知、経過の観察、いじめの解消等を判断する

- いじめの解消の目安となる3か月に至るまで、会議で検討し判断する
- 会議録を作成し、一定期間保管する

調査

- 調査は期間を決めて行い、結果は文書で報告する

- ① 事実関係、背景や理由の確認は「被害者をいじめから守る」ことを基本姿勢として細心の注意を払いながら行う
- ② 最初から、被害者・加害者を一堂に集めて調査や話し合いをしない
- ③ 被害者の気持ちをよく聞くように配慮する
- ④ 加害者の不満や言い分をよく聞くようにする
- ⑤ 事実確認の段階で良し悪しの判断は安易にしない
- ⑥ 多面的に事実確認し、内容に矛盾がないか慎重に検討する
- ⑦ 情報源に迷惑がかからないように配慮する
- ⑧ 必要に応じて保護者にも面談し、家庭での様子を聞く

- 調査の観点は下記の9点とする

- ① いじめの態様
- ② 被害の状況（日時、場所、人数等）
- ③ いじめ集団の構造
- ④ いじめの動機・背景
- ⑤ 被害者の日常生活の様子、特徴
- ⑥ 加害者の日常生活の様子、特徴
- ⑦ 保護者のいじめの捉え方
- ⑧ 教職員のいじめの捉え方
- ⑨ 他の問題行動との関連

指導方針会議（臨時いじめ対策委員会）

- 緊急性、即時性が必要と判断される場合は指導方針会議を開催する
- 担任外は、校長・教頭の指導の下に指導方針会議を開く
- 報告書に基づいて状況を分析し、事実関係の関係や問題点の明確化を図る

- ⑨ 被害者、加害者の面接調査を実施するか
- ⑩ 関係児童の行動観察をどのように実施するか
- ⑪ 役割分担はどうするか

- 保護者と連絡を取る（事実を確認するとともに学校側の誠意を示す）

支援体制の構築

- 被害者支援担当

- ① 被害者の辛さや悔しさを十分に受け止め、心理的安定を図る
- ② 被害者の考えを基に、具体的な援助方法を提示し安心させる
- ③ 被害者本人の良い点を認め、励まし、自信と自己肯定感をもたせる
- ④ 被害者と教職員、被害者と友人との人間関係の確立、拡大、修復を図り、被害者が孤立感を抱かないようにする
- ⑤ 加害者及び周囲の児童への影響を配慮して被害者の指導・援助に当たる
- ⑥ 自己理解を深め、改善点を克服させる。その際、「いじめられたのは自分にも原因があった」という意識を被害者にもたせないようにする

- 加害者指導担当

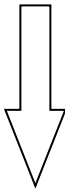
- ① 不平や不満、言い分、訴え等をよく聞く
- ② いじめを自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない、人権侵害に当たる行為であることを理解させ、いじめられている者の辛さに気付かせる
- ③ 加害者の抱えている課題を解決するための援助も行う
- ④ 被害者と同様、加害者が孤立感を抱かないように配慮する
- ⑤ 役割を与え、それらの体験を通して所属感や連帯感を高める

➤ 傍観者・観衆指導担当

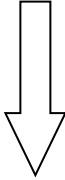
- ① いじめを自分の問題として捉えさせ「いじめは絶対に許されない」「人権侵害に当たる行為である」ことを理解させ、いじめられている者の辛さに気付かせる
- ② 互いに支え合う心豊かな人間性を育む
- ③ 規範意識を高め、正義の気風を確立させる
- ④ 思いやりの心や社会連帯の意識を育てる。

家庭との連携

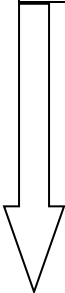
➤ 被害者・加害者の保護者への対応

- 
- ① 確かな事実関係を伝える。
 - ② 受容・共感的な態度で接し、訴えに傾聴する。
 - ③ 学校の指導、支援の方針を伝えるとともに、具体的な対応策を提示し、協力を依頼する。その際、保護者も共同の支援者となるように学校と共通の視点で指導に当たることや保護者の意向を十分に尊重しながら協力体制を確立すること、学校と家庭がそれぞれできること、できないことを明確にしながら方向性を探るように配慮する。

関係機関との連携

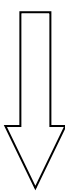
- 
- 学校としてできる最大限の指導・支援に努めることを前提に、関係機関にも依頼する。
 - 児童の状況について学校としての指導方針や取組内容を文書で報告し、依頼内容や要望を伝える。
 - 関係機関に依頼した後は、定期的に連絡を取り、専門的な指導・助言を受けながら学校としてやるべきこと、できることを明確にする。

経過観察

- 
- 日常の観察に加え、様々な形で関わりをもつ。
 - 保護者と十分連絡を取り合う。

- ① いじめ再発のサインはないか
- ② 意欲的に活動しているか
- ③ 友達関係に改善・変化はないか
- ④ 家庭での様子はどうか
- ⑤ 保護者はどう見ているか

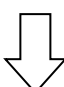
指導方針会議（いじめ対策委員会）

- 
- いじめの解消の目安となる3か月が経過するまで、会議において経過を観察する
 - いじめが解消されたかどうかは会議で判断する
 - いじめのその後についての検討

- ① 「解決」とするか
- ② 指導・支援の方針を再検討する必要があるか
- ③ 関係機関との連携は必要か

いじめの解消：被害側の児童と保護者、加害側の児童と保護者、教師の3つの立場から、いじめが解消したと判断した場合

経過観察



（指導方針会議）

問題の解決

- 保護者への報告

◇いじめのサイン発見のために

【登校前（家庭）】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 <input type="checkbox"/> 朝になると体の具合が悪いと訴え、学校を休みたがる。 <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 食欲がなくなり、だまって食べるようになる。	

【朝の会】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 担任が来るまで廊下や学習室で待っている。 <input type="checkbox"/> みんなより早く登校する。 <input type="checkbox"/> 時間ぎりぎりに登校する。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる。 <input type="checkbox"/> 担任との挨拶や出席確認の時の返事が小さい。 <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子が見られる。	※保護者に必ず確認

【授業時間】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 授業の初めに用具が散乱している。 <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 班決めなどの時に話に入れない。 <input type="checkbox"/> 係などを決めるとき、特定児童の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする。 <input type="checkbox"/> その児童を褒めると嘲笑や揶揄が起こる。 <input type="checkbox"/> 正しい意見なのに、野次や奇声、笑い声などが出て支持されない。 <input type="checkbox"/> 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる。 <input type="checkbox"/> 教室の掲示板や作品、机に落書きやいたずらされる。 <input type="checkbox"/> その児童に配付物を配る際、嫌がる様子が見られる。 <input type="checkbox"/> 道具や器具に触らせてもらえない。 <input type="checkbox"/> 音楽で歌えなかったり、演奏できなかったりする。 <input type="checkbox"/> 内緒話をされている。 <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている。 <input type="checkbox"/> 不調を訴え、保健室に行くことが増える。 <input type="checkbox"/> 放課後が近づくとそわそわしたり、元気なくなったりする。	※誰が片付けるか観察 ※仲間の態度や視線などの非言語的表現にも注意 ※要指導 気づいた時には必ず何らかの配慮、指導を行う。 ※養護教諭と連携

【休み時間】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 一人ではぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 笑顔が見られずおどおどしている。	※意識的に声掛け

<input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る。 <input type="checkbox"/> 教室移動時によく荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> プロレスごっこなどで技をかけられる。 <input type="checkbox"/> 保健室に来る回数が多くなる。 <input type="checkbox"/> 授業が始まっても教室に戻りたがらない。	※メンバーの把握 ※養護教諭と連携
--	--------------------------

【清掃・給食時間】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 給食を食べない。食欲がない。 <input type="checkbox"/> 配膳を嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 好きなもののおかわりに参加しない。 <input type="checkbox"/> 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い。 <input type="checkbox"/> みんなの嫌がる仕事をしていることが多い。	※教師も配膳を ※周りの様子を観察

【委員会活動・係活動】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 残りの仕事を押し付けられる。 <input type="checkbox"/> 嫌がる仕事、大変な仕事を一人でやっている。 <input type="checkbox"/> 一人離れて仕事をしている。	※必ず指導者がいるように

【帰りの会】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 持ち物の紛失が多くなる。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、机に伏せていたりする。 <input type="checkbox"/> 自分の持ち物ではないものが机やかばんに入っている。 <input type="checkbox"/> 教室以外の場所にいる。	※決してそのままにせず、よく話を聞いて対応する。

【下校時から放課後】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 机や椅子が乱れていたり、整理整頓ができていなかったりする。 <input type="checkbox"/> いつも教師に相談したそうに寄ってくる。 <input type="checkbox"/> かばんや持ち物が隠される。 <input type="checkbox"/> 下校が早かったり、いつまでも残っていたりする。	

【下校後（家庭）】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 勉強しなくなる。集中力がない。 <input type="checkbox"/> 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑われたり、からかわれたり、命令されたりする。 <input type="checkbox"/> 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。	

【夜・就寝時（家庭）】

チェックポイント	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 <input type="checkbox"/>些細なことでイライラしたり、物に当たったりする。 <input type="checkbox"/>学校や友達の話題が減った。 <input type="checkbox"/>自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 <input type="checkbox"/>理由をはっきり言わないあざや傷跡がある。 <input type="checkbox"/>寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 <input type="checkbox"/>学校で使う物や持ち物がなくなったり壊れたりしている。 <input type="checkbox"/>教科書やノートに嫌がらせの落書きや破れがある。 <input type="checkbox"/>服が汚れていたり、破れていたりする。 	

令和8年4月2日 改訂